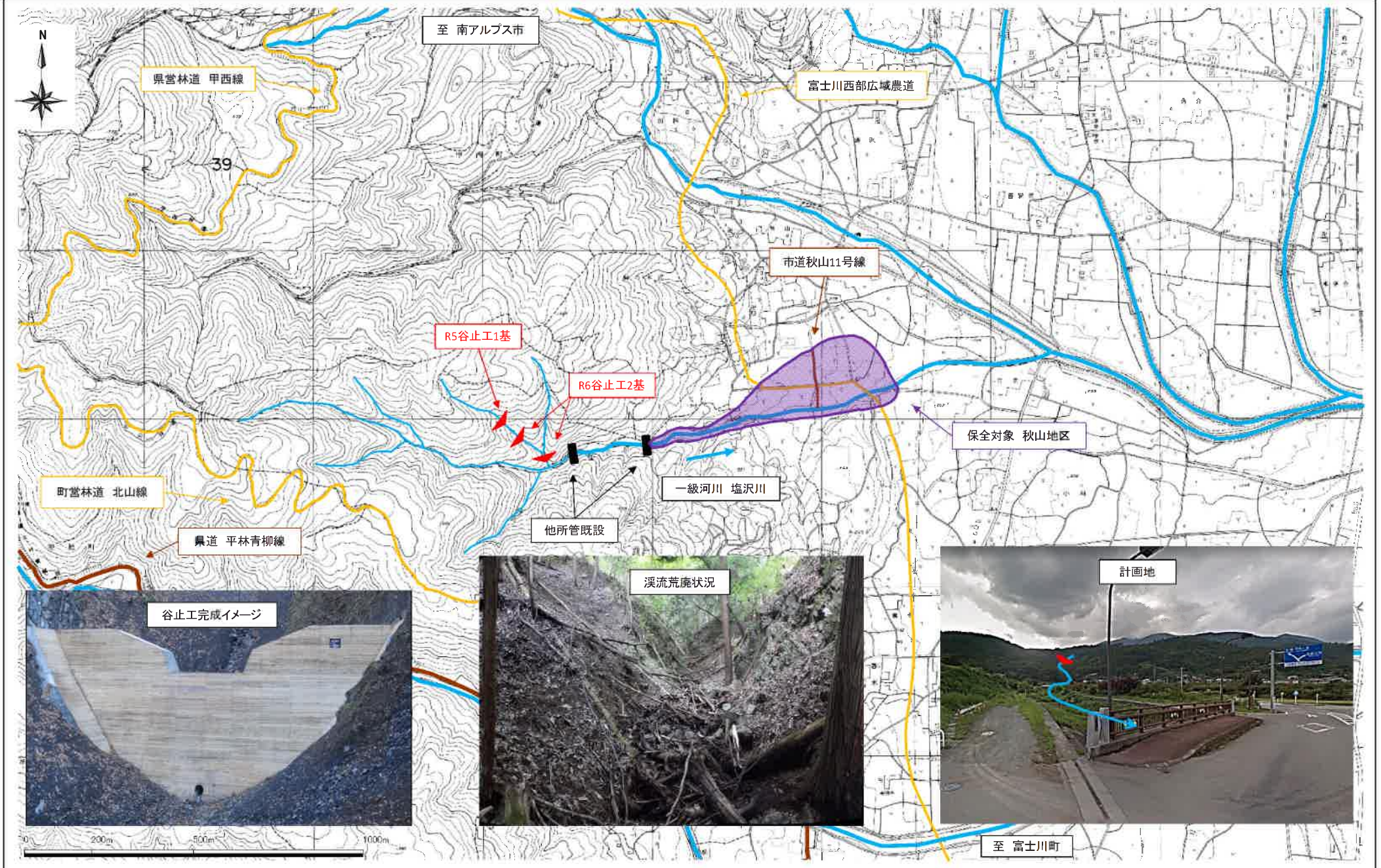


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南アルプス市 秋山 地内	地区名	塩沢川支流(しおざわかわしりゅう)	事業主体	山梨県		
(1)事業概要 ①課題・背景 本計画地は、南アルプス市秋山を流れる一級河川塩沢川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家等が多く含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。			(3)事業の妥当性評価					妥当	妥当でない
②整備目標・効果 □主要目標			①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
○土石流被害の防止 保全対象 人家12戸、市道300m、農道600m 土砂整備率 (現況)27% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無 (※評価基準値)			②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次目標			③経済妥当性 ・費用便益比 便益(425.781百万円) / 費用(102.542百万円) = 4.15 > 1.0					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次効果			④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
			⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
			⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
			⑦事業計画の熟度 ・地元南アルプス市より強い要望を受け計画しており、土地の使用や保安林指定に問題はなく、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
			総合評価					[貢献度ランク:b]	
(2)整備内容 ①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和6年度 ④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 50百万円 令和6年度 谷止工2基 70百万円			【事業位置図等】						
※記載内容は見込みであり、確定したものではありません。									
⑥既整備内容・期間・事業費									

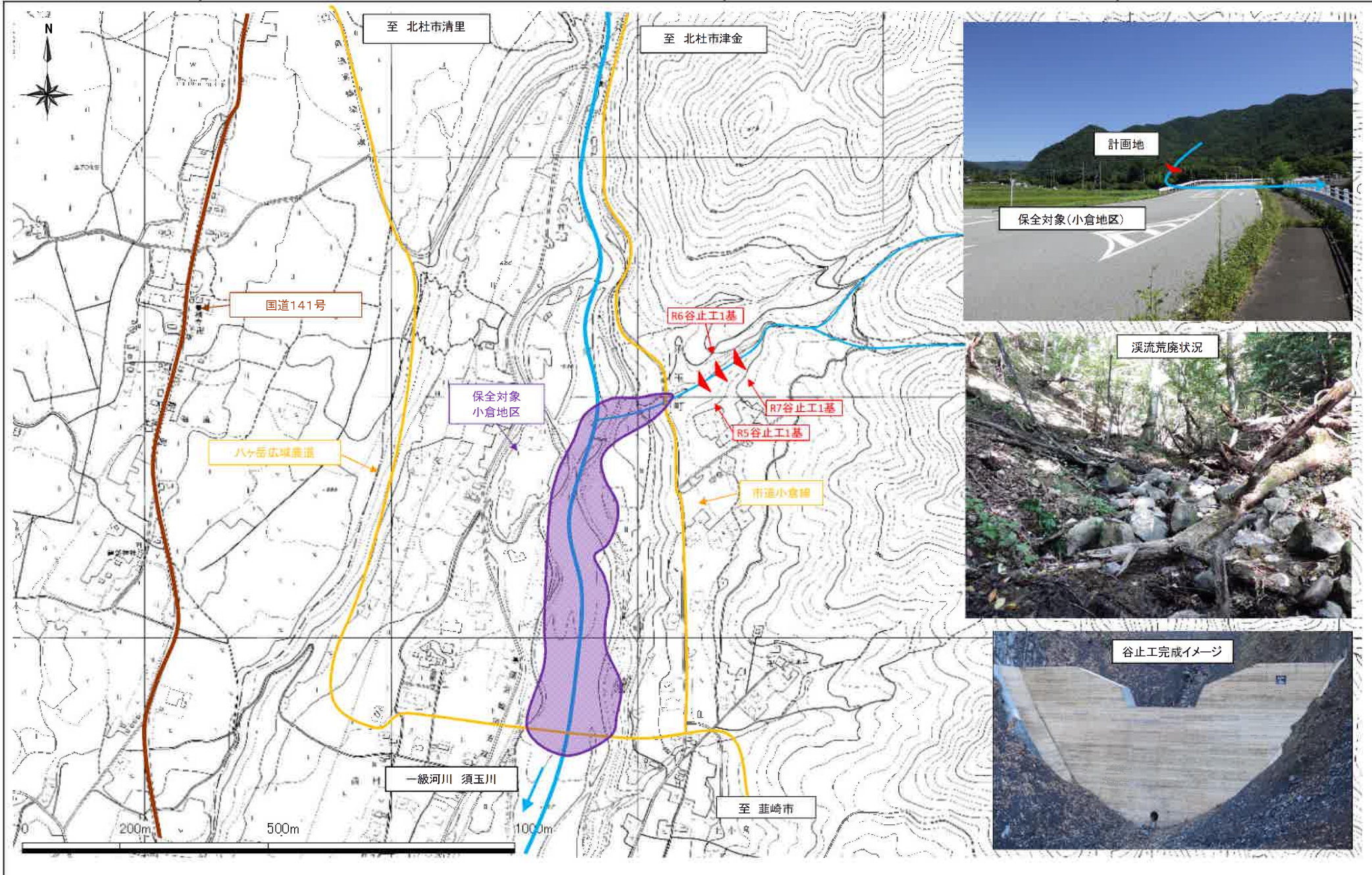


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	北杜市	須玉町小倉	地内	地区名	小倉(こごえ)	事業主体	山梨県		
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、北杜市須玉町小倉を流れる一級河川須玉川の上流に位置する溪流で、保全対象には広域農道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家1戸、広域農道160m、その他道路80m 土砂整備率 (現況) 0% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無 (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(691.971百万円) / 費用(151.368百万円) = 4.57 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元北杜市より強い要望を受け計画しており、土地の使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>					妥当	妥当でない
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和7年度 ④総事業費 180百万円(国費 99百万円(5.5/10) 県費 81百万円(4.5/10)) ⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 60百万円 令和6年度 谷止工1基 60百万円 令和7年度 谷止工1基 60百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>					<p>【事業位置図等】</p>						

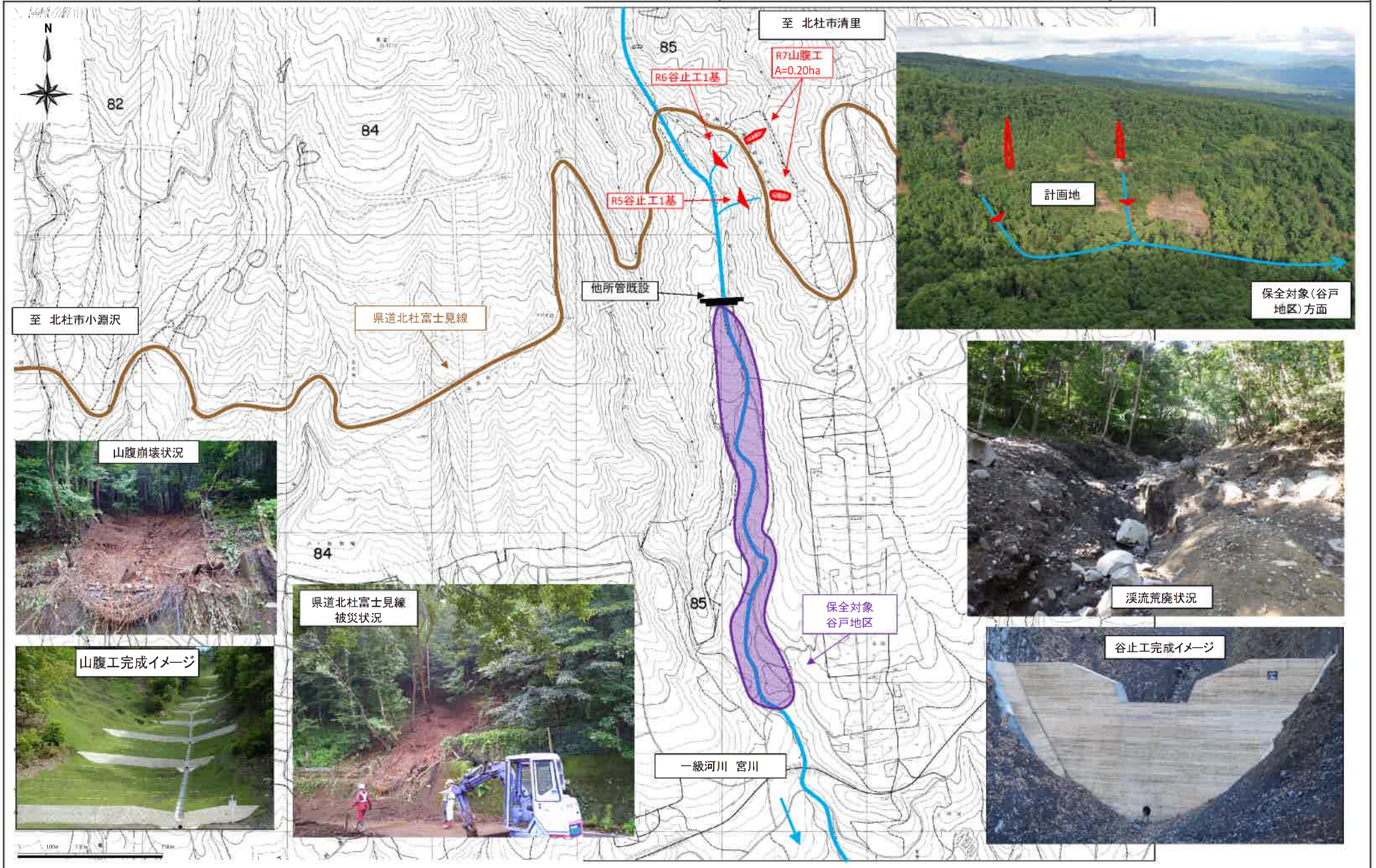


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	北杜市	大泉町谷戸	並木上地内	地区名	並木上(なみきうえ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
①課題・背景 本計画地は、北杜市大泉町谷戸を流れる一級河川宮川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送路の県道が含まれる防災上重要な流域である。 令和4年の豪雨により山腹崩壊が発生し、溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当		
②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家10戸、県道L=100m 土砂整備率 (現況) 30.8% < 70% ※ 災害実績 有(令和4年8月24日 豪雨) 重要公共施設 有(第二次緊急輸送道路 県道北杜富士見線) (※評価基準値)							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当		
□副次目標 ○なし							③経済妥当性 ・費用便益比 便益(550.886百万円) / 費用(119.041百万円) = 4.63 > 1.0		
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道北杜富士見線)							④事業実施・規模の妥当性 ・発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当		
							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当		
							⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当		
							⑦事業計画の熟度 ・県有林であるため土地利用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当		
							総合評価 [貢献度ランク:a]		
(2)整備内容							【事業位置図等】		
①整備内容 谷止工2基、山腹工A=0.20ha ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和7年度 ④総事業費 140百万円(国費 77百万円(5.5/10) 県費 63百万円(4.5/10)) ⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 60百万円 令和6年度 谷止工1基 60百万円 令和7年度 山腹工A=0.20ha 20百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費									

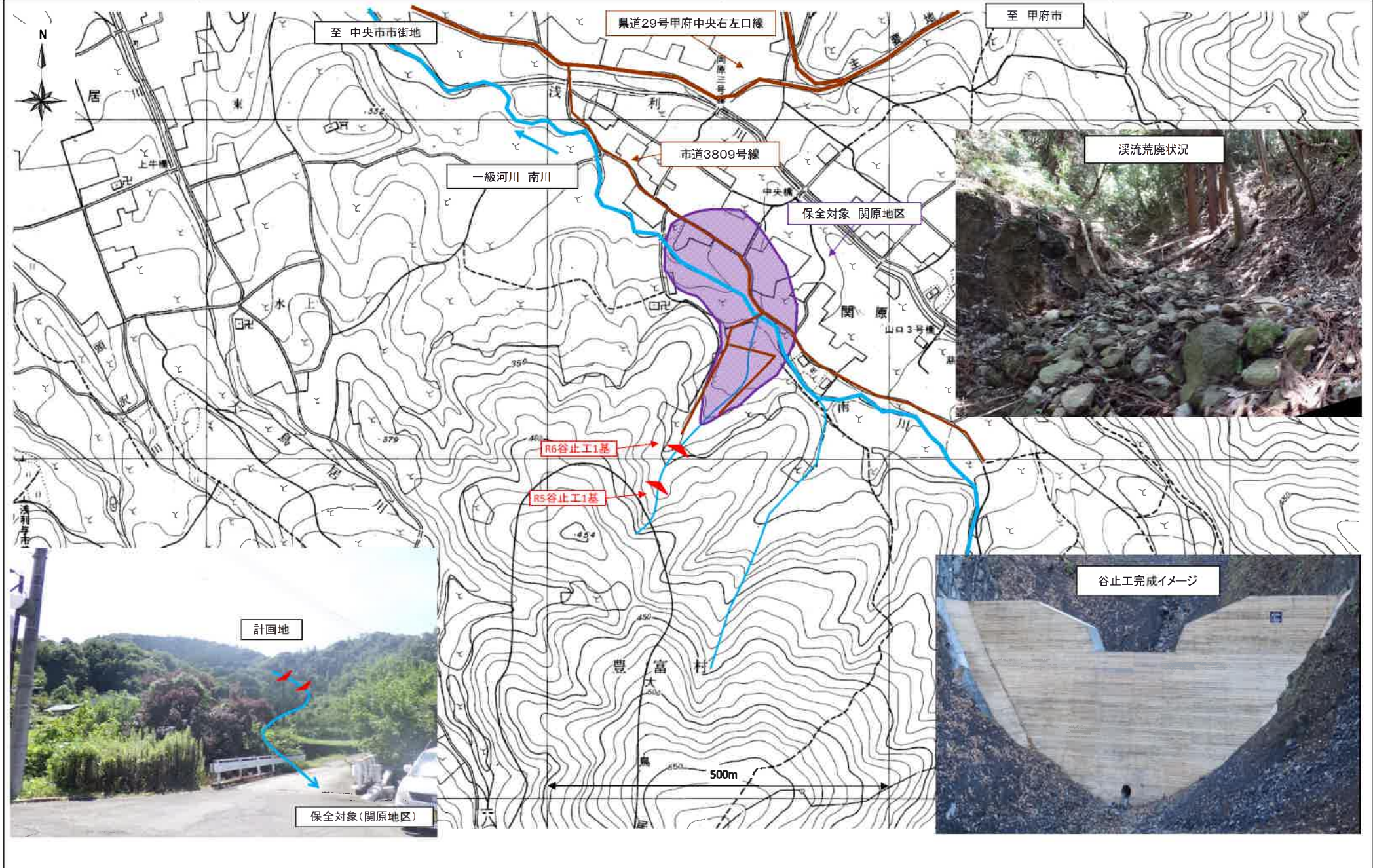


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 山梨県

事業名	復旧治山事業	事業箇所	中央市	関原	地内	地区名	アヤグサ沢(あやぐささわ)	事業主体	山梨県				
(1)事業概要 ①課題・背景 本計画地は、中央市関原を流れる一級河川南川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や市道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内への不安定土砂や倒木が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。					(3)事業の妥当性評価					妥当	妥当でない		
②整備目標・効果 □主要目標					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		
○土石流被害の防止 保全対象 人家8戸、市道40m 土砂整備率 (現況)0% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		
□副次目標					③経済妥当性 ・費用便益比 便益(440.784百万円) / 費用(94.305百万円) = 4.67 > 1.0					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		
□副次効果					④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基の計画が必要であり、実施と規模は妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		
					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		
					⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		
					⑦事業計画の熟度 ・地元中央市より強い要望を受け計画しており、土地の使用や保安林指定に問題はなく、妥当					<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		
					総合評価					[貢献度ランク:b]			
(2)整備内容 ①整備内容 谷止工2基 ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和6年度 ④総事業費 100百万円(国費 50百万円(1/2) 県費 50百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 50百万円 令和6年度 谷止工1基 50百万円					【事業位置図等】 					※記載内容は見込みであり、確定したものではない。			
⑥既整備内容・期間・事業費													

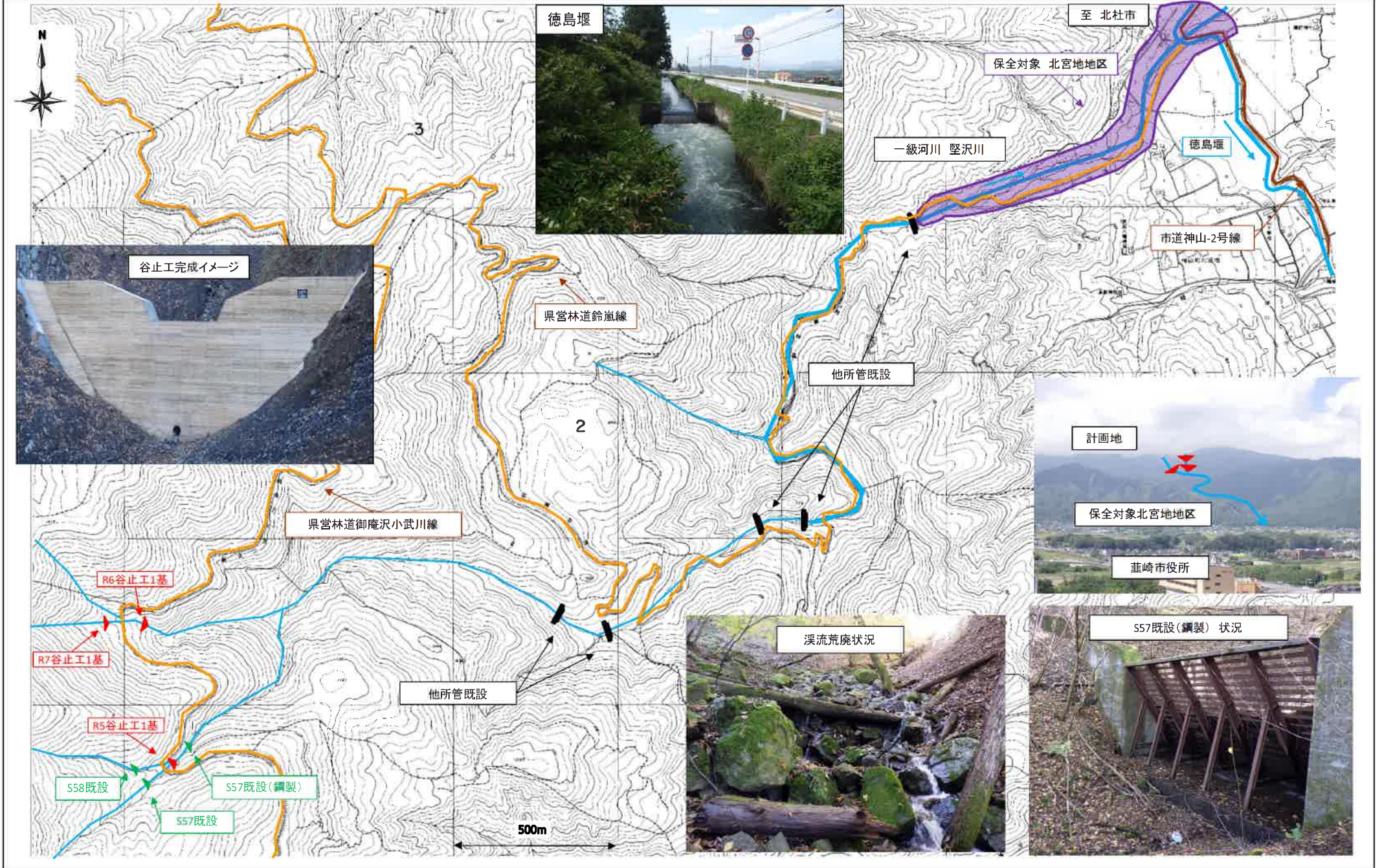


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	韮崎市 旭町上條北割	地内	地区名	堅沢川上流(たつさわがわじょうりゅう)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、韮崎市神山町北宮地を流れる一級河川堅沢川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家や県営林道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、渓流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家1戸、県営林道3,100m、市道300m 土砂整備率 (現況)66.9% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○飲雑用水の安定供給(徳島堰)</p> <p>(※評価基準値)</p>							<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>○ 妥当 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(250.145百万円)/費用(121.578百万円)= 2.06 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・同意取得済であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>	
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年月日 令和5年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 130百万円(国費 65百万円(1/2) 県費 65百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 48百万円 令和6年度 谷止工1基 48百万円 令和7年度 谷止工1基 34百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和57年 谷止工2基 21百万円 昭和58年 谷止工1基 12百万円</p>							<p>【事業位置図等】</p>	

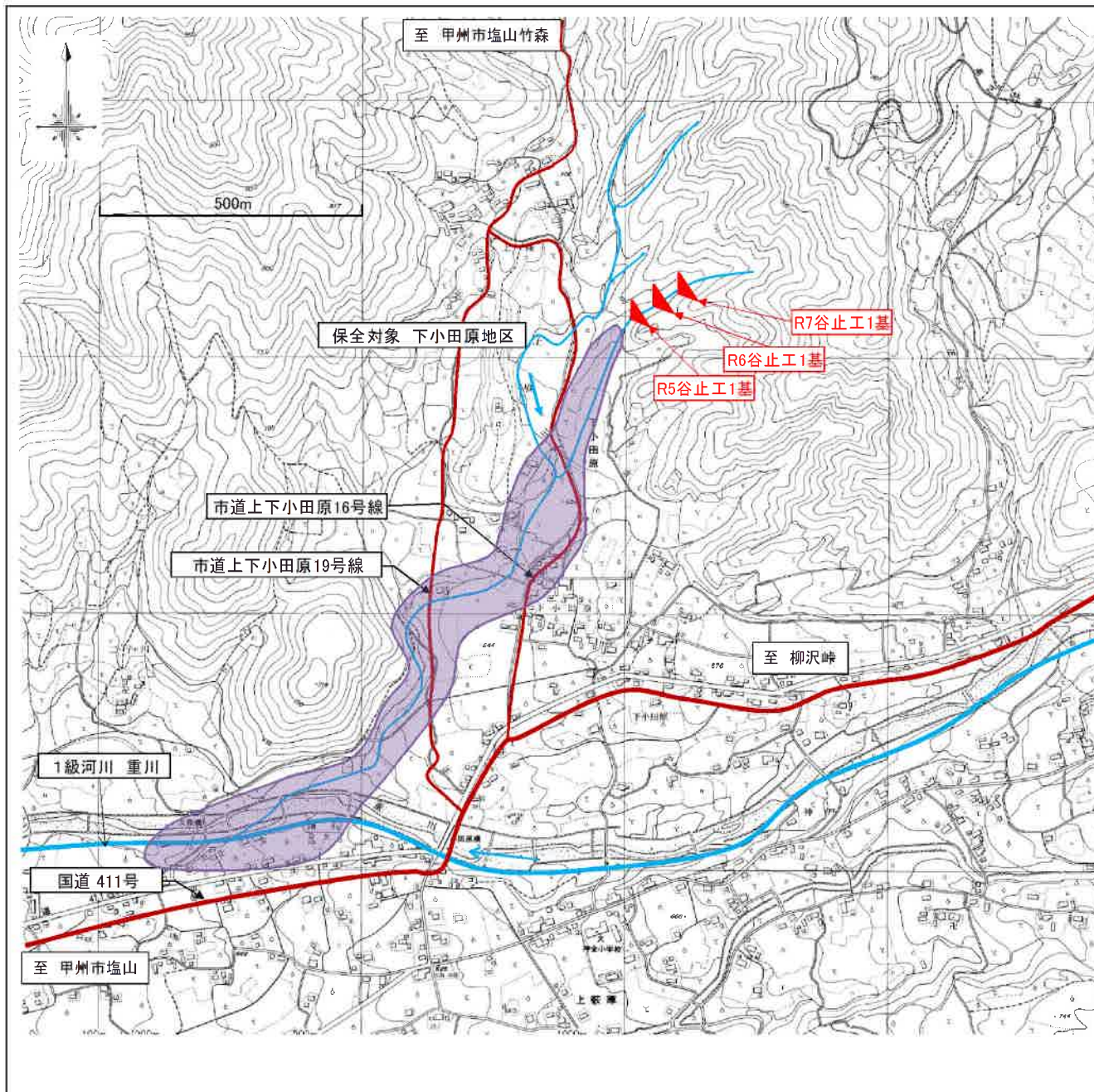


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単


事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲州市	塩山下小田原	地内	地区名	切久保(きりくぼ)	事業主体	山梨県		
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、甲州市塩山下小田原を流れる一級河川重川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、市道等も含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家14戸、市道900m 土砂整備率 (現況)0% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p> <p>(※評価基準値)</p>							<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(266.032百万円)/費用(84.427百万円)=3.15 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元甲州市より強い要望を受け計画しており、土地の使用や保安林指定に問題はなく妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>			<p>妥当</p> <p>妥当でない</p>	
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年月日 令和5年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 100百万円(国費 50百万円(1/2) 県費 50百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 40百万円 令和6年度 谷止工1基 30百万円 令和7年度 谷止工1基 30百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 なし</p>							<p>【事業位置図等】</p> <p>事業対象地</p> <p>国道411号</p>				

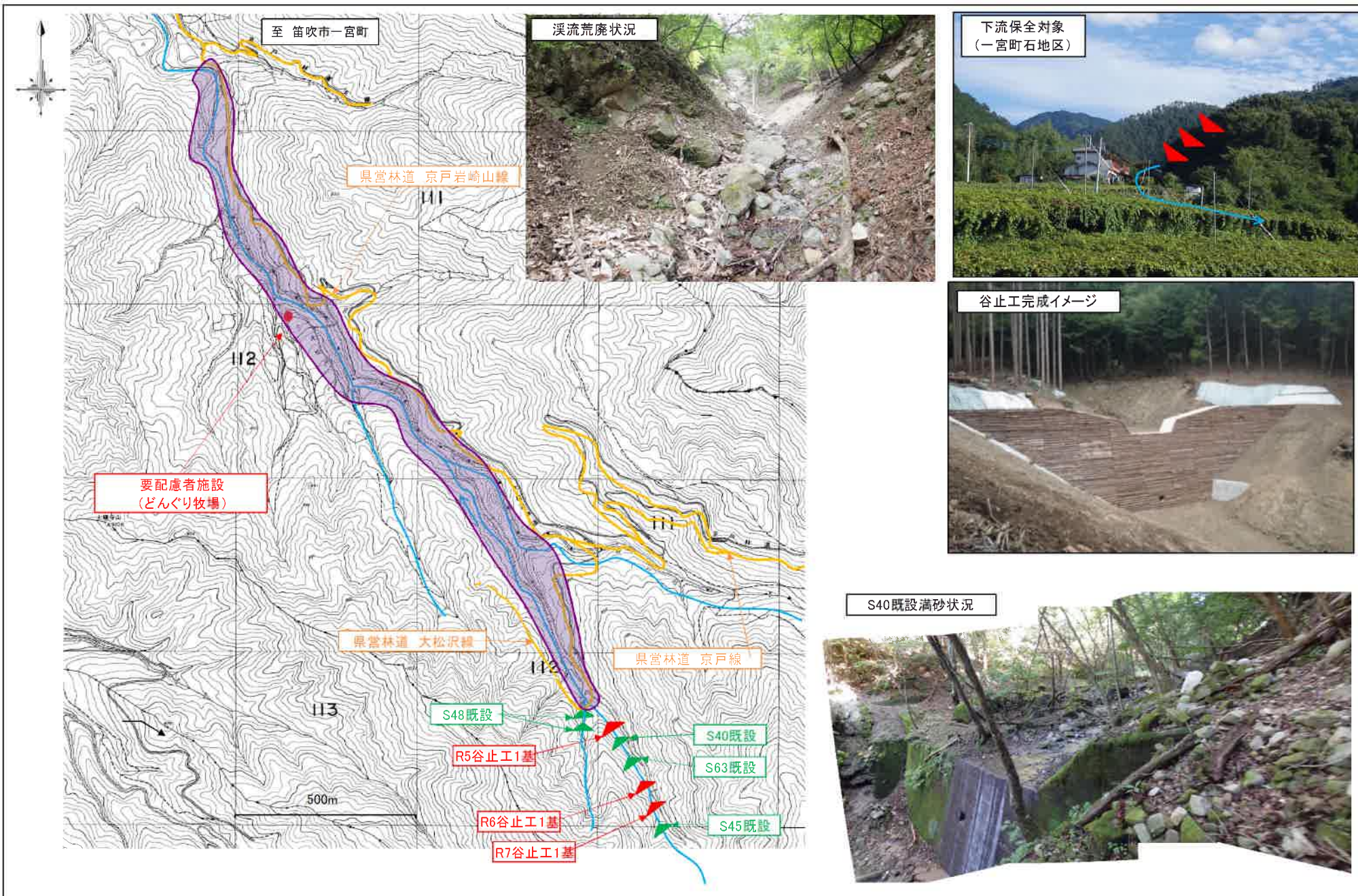


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	笛吹市	一宮町石	地内	地区名	大松沢(おおまつざわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要 ①課題・背景 本計画地は、笛吹市一宮町を流れる一級河川京戸川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や要配慮者施設も含まれ防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。					(3)事業の妥当性評価 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当 ③経済妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・費用便益比 便益(134.070百万円)/費用(92.832百万円)=1.44>1.0 ④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当 ⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当 ⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当 ⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・県有林であるため土地使用に問題なく、保安林も指定済みであるため妥当 総合評価 <input type="text" value="[貢献度ランク:b]"/>				
②整備目標・効果 □主要目標 <input type="radio"/> 土石流被害の防止 保全対象 人家2戸、林道1,400m 土砂整備率 (現況)17%<70% ※ 災害実績 有(令和元年台風19号災害) 重要公共施設 無 (※評価基準値)									
□副次目標 <input type="radio"/> なし									
□副次効果 <input type="radio"/> なし									
(2)整備内容 ①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和5年度 ③完成見込年度 令和7年度 ④総事業費 110百万円(国費 55百万円(1/2) 県費 55百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和5年度 谷止工1基 40百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工1基 30百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。					【事業位置図等】 				
⑥既整備内容・期間・事業費 昭和40～63年 谷止工1基 床固工4基 49百万円									

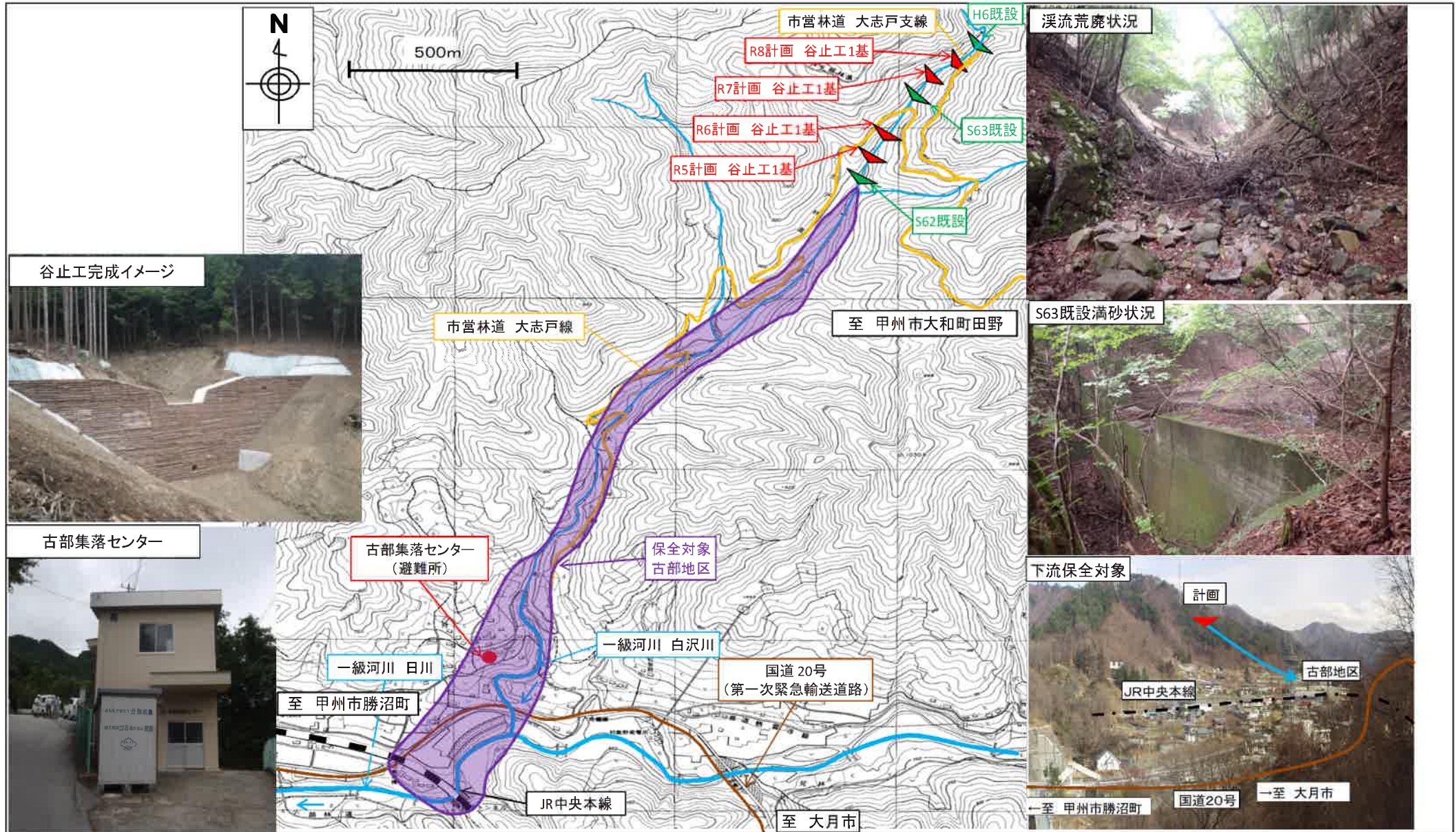


令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲州市	大和町	初鹿野地内	地区名	白蛇沢(しれいさわ)	事業主体	山梨県												
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価														
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、甲州市大和町古部地区を流れる一級河川白沢川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、避難地等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家18戸 国道300m 市営林道1200m 鉄道100m 土砂整備率 (現況)22% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有(避難地 古部集落センター) (第一次緊急輸送道路 国道20号)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止 (第一次緊急輸送道路 国道20号、JR中央本線)</p>							<p>妥当 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(386.135百万円)/費用(131.998百万円) = 2.93 > 1.0 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出星を図るためには、谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元甲州市より強い要望を受け計画しており、土地の使用や保安林指定に問題はなく、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>														
(2)整備内容							【事業位置図等】														
<p>①整備内容 谷止工4基</p> <p>②着手年月日 令和5年度</p> <p>③完成見込年度 令和8年度</p> <p>④総事業費 160百万円(国費 80百万円(1/2) 県費 80百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和62年～平成6年 谷止工3基 50百万円</p>							令和5年度	谷止工1基	40百万円	令和6年度	谷止工1基	40百万円	令和7年度	谷止工1基	40百万円	令和8年度	谷止工1基	40百万円			
令和5年度	谷止工1基	40百万円																			
令和6年度	谷止工1基	40百万円																			
令和7年度	谷止工1基	40百万円																			
令和8年度	谷止工1基	40百万円																			



令和4年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲州市	大和町日影	地内	地区名	古部土地(こぶとち)	事業主体	山梨県		
(1)事業概要 ①課題・背景 本計画地は、甲州市大和町日影を流れる一級河川笹子沢川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路の中央自動車道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響による渓岸浸食等により、溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。					(3)事業の妥当性評価 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当					妥当	妥当でない
②整備目標・効果 □主要目標					○土石流被害の防止 保全対象 人家15戸、県道1000m、中央自動車道L=300m 土砂整備率 (現況)16.9% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 中央自動車道 (※評価基準値)					○	
□副次目標					□副次効果					○	
□副次効果					○被災時の被害波及の防止(中央自動車道)					○	
(2)整備内容 ①整備内容					谷止工4基						
②着手年月日					令和5年度						
③完成見込年度					令和7年度						
④総事業費					120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))						
⑤年度別の整備内容					令和5年度 谷止工2基 50百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工1基 30百万円						
※記載内容は見込みであり、確定したのではない。											
⑥既整備内容・期間・事業費					昭和62年度～平成27年度 谷止工7基 210百万円 山腹工0.04ha 20百万円						
					【事業位置図等】						
					中央自動車道						
					総合評価					[貢献度ランク:a]	

